

補足説明資料

保全区域の選定の考え方

面談（2020年10月23日、11月5日）でのコメントを踏まえ、保全区域の選定の考え方について再整理し、検討した結果を以下に示す。

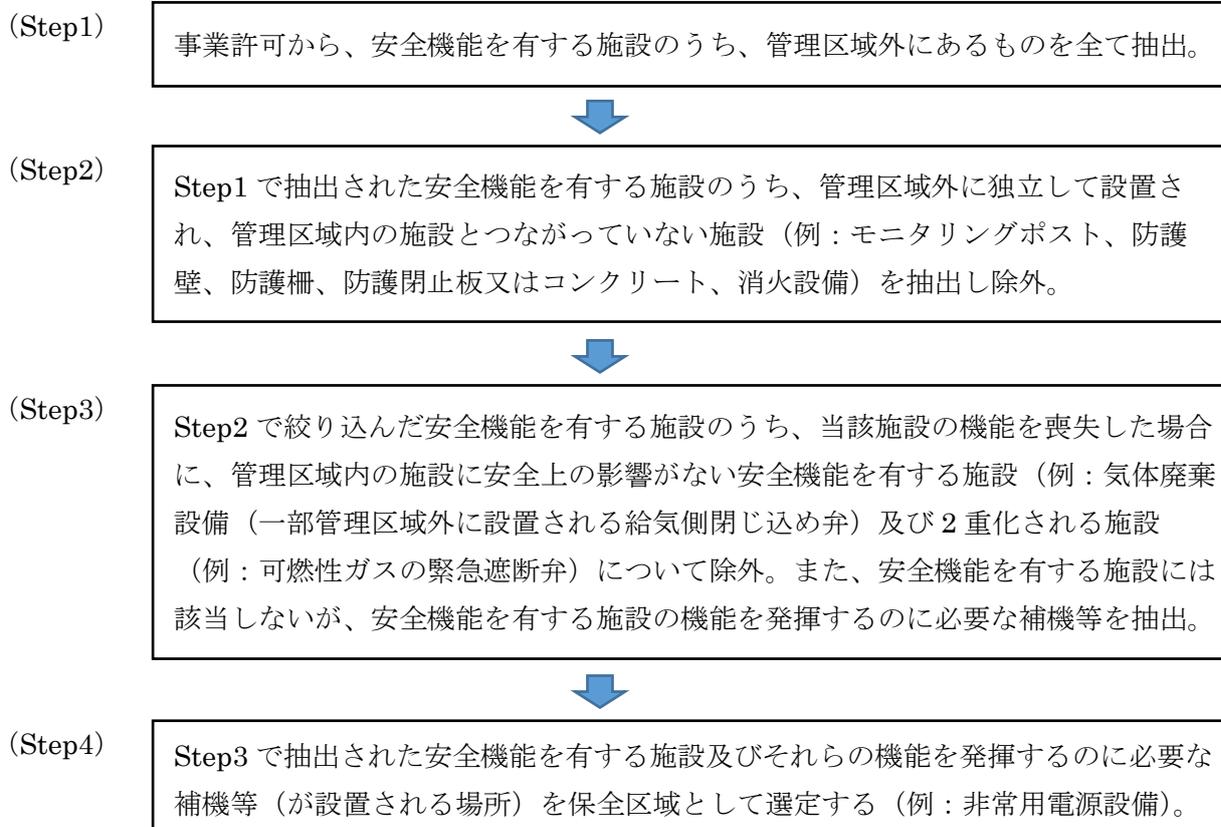
2. 保全区域の選定の考え方

これまでの保全区域（加工施設の保全のために特に管理を必要とする場所であって、管理区域以外のものをいう。）の考え方として、以下の観点を加え、再検討を行った。

○保全区域には本体施設だけではなく、当該施設の機能を発揮するのに必要な補機も含める。

上記を考慮し、以下の手順にて保全区域の再選定を行った。

<保全区域の選定手順>



3. 保全区域の選定結果

前項の保全区域の選定手順に従って検討した結果、管理区域外にある安全機能を有する施設のうち、保全区域とすべき対象施設（設備）及び場所を、以下のとおり選定した。

施設（設備）名称	保全区域	備考（選定理由）
放射線監視盤	加工工場 安全管理室 廃棄物処理棟 居室 安全管理棟 警備室	機能喪失により管理区域内へ影響を与えるものではないが、管理区域外から管理区域内の活動をサポートする施設として該当。
自動火災報知設備（受信盤）	安全管理棟 警備室 事務棟の該当する場所	自動火災報知設備に異常があった場合、万が一の火災を周知できない。
所外通信連絡設備	安全管理棟 対策本部	万が一の事故発生時、所外と連携した活動ができない。
所内通信連絡設備	事務棟の該当する場所	万が一の事故発生時、退避指示等の周知ができない。
非常用電源設備※	機械棟 屋外の該当する場所	外部電源喪失時に給電不可となる。

※：非常用電源設備には燃料タンク、起動用バッテリーを含む。また、補機としてのエリア外のケーブル類は、電線管で保護され埋設又は高架敷設されているため、特別な管理は不要とした。

以上により、現変更認可申請中の非常用電源設備を設置する場所を保全区域とすることに加えて、「加工工場 安全管理室」、「廃棄物処理棟 居室」、「安全管理棟 警備室」、「安全管理棟 対策本部」、「事務棟の該当する場所」を保全区域に設定することとし、補正申請する。

以上